

「こんにちは赤ちゃん」封筒の寄付の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊中市（以下「市」という。）が生後2か月～4か月の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、育児相談や子育て支援の情報を紹介する際に使用する封筒（以下「封筒」という。）の寄付の申し出があった場合の取扱いを定めるものとする。

（申し出）

第2条 封筒の寄付の申し出を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとし、当該申し出者から封筒の寄付の申し出があったときは、この要綱に従って調整し、双方が合意した場合に限り、市は当該申し出を受けものとする。

- （1）1つの地方公共団体で続けて3年以上寄付の実績がある者
- （2）過去3年間で5以上の地方公共団体への寄付の実績がある者

（寄付数量及び時期）

第3条 寄付数量は1年間に必要な枚数以内とし、寄付の時期は別途協議する。

（複数の申し出）

第4条 封筒の寄付の申し出が複数あった場合で、申し出内容が同等と認められるときは、抽選にて提供者を決定するものとする。

（封筒の種類）

第5条 封筒のサイズは角2とし、色は別途協議する。

（記載内容）

第6条 市の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積の各70%以上とし、記載内容は、子育て支援事業に関するものとし、詳細は別途協議する。

- 2 寄付者の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積の各30%以下とする。
- 3 寄付者の記載内容は、封筒作成前に市と協議し、了解を得るものとする。
- 4 記載内容確認のため、市は校正2回を行う。

（寄付者の記載部分）

第7条 寄付者が広告主を募るにあたっては、市が当該広告主を推薦しているような誤解を招くような行為がないものとし、市の産業振興に寄与する広告を優先するものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する広告内容のものは取扱わない。
 - 1) 法令等に違反するもの、または違反するおそれのあるもの

- 2) 公序良俗に反するもの、または反するおそれのあるもの
- 3) 政治性のあるもの
- 4) 宗教性のあるもの
- 5) 個人の氏名広告に当たるもの
- 6) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- 7) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- 8) 他を誹謗中傷又は排斥するもの
- 9) 虚偽の内容を表示するもの
- 10) 業務に不利益を及ぼすもの
- 11) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないともども未来部長（以下「部長」という。）が判断するもの

（苦情処理）

第8条 寄付者は、封筒の内容に関する苦情等について責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたることとする。

（通知、回収及び代替措置）

第9条 寄付者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知するとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を市に提供する。

（仕様の変更）

第10条 寄付者が封筒の仕様を変更しようとする場合は、変更の3か月前までに変更事項を市に通知し、市の指示に従うものとする。

（利用の中止）

第11条 市が封筒の利用について適当でないと認めるときは、当該封筒の利用を取り止めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。